

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

令和2年12月11日（金曜日） 第635号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P1
	△「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P2
	△「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P2
	△「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P2
	△「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について	・・・P2
	△「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の一部改正について	・・・P3
	△「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正について	・・・P3
	△「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正について	・・・P3
	△「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について	・・・P3
	△一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験の合格者について	・・・P4
許認可等	△一般貨物自動車運送事業（一般）の許可	・・・P5
	△一般貨物自動車運送事業（霊柩）の許可	・・・P5
	△指定自動車整備事業の指定	・・・P5

○ 公 示

■ 公示第33号（自動車交通部）

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け公示第42号）は、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和2年11月27日から施行する。

令和2年11月26日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添は7～10頁参照

■公示第34号（自動車交通部）

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第56号）は、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和2年11月27日から施行する。

令和2年11月26日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添は11～14頁参照

■公示第35号（自動車交通部）

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示第54号）は、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和2年11月27日から施行する。

令和2年11月26日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添は15～18頁参照

■公示第36号（自動車交通部）

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示第58号）は、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和2年11月27日から施行する。

令和2年11月26日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添は19～21頁参照

■公示第37号（自動車交通部）

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け公示第59号）は、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和2年11月27日から施行する。

令和2年11月26日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添は22～24頁参照

■公示第39号（自動車交通部）

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の一部改正について

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月29日付け公示第64号）を別紙のとおり一部改正する。

令和2年11月27日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別紙は25～29頁参照

■公示第40号（自動車交通部）

「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正について

「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」（平成18年9月29日付け公示第61号）を別紙のとおり一部改正する。

令和2年11月27日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別紙は30～60頁参照

■公示第41号（自動車交通部）

「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正について

「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」（平成18年9月29日付け公示第63号）を別紙のとおり一部改正する。

令和2年11月27日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別紙は61～90頁参照

■公示第42号（自動車交通部）

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年7月1日付け公示第14号）を別紙のとおり一部改正する。

令和2年11月30日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別紙は91～94頁参照

■ 公示第 4 3 号（自動車交通部）

一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る
事前試験の合格者について

令和 2 年 1 2 月 7 日

北陸信越運輸局長 野津 真生

「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の
試験について」（平成 1 4 年 7 月 1 日付け公示第 2 3 号）に基づき、令和 2 年 1 1 月 2 7 日に実施した
事前試験合格者を下記のとおり発表する。

記

【法令及び地理】

営業区域	合格者受験番号
新潟交通圏	202011 新潟 05
金沢交通圏	202011 金沢 01
金沢交通圏	202011 金沢 02
金沢交通圏	202011 金沢 03
金沢交通圏	202011 金沢 05

【法令のみ】

営業区域	合格者受験番号
新潟交通圏	202011 新潟 01
新潟交通圏	202011 新潟 02
新潟交通圏	202011 新潟 03
富山交通圏	202011 富山 01
金沢交通圏	202011 金沢 04

個人タクシー事前試験結果

【試験実施日：令和 2 年 1 1 月 2 7 日】

	法令試験 (4 0 点満点)	地理試験 (4 0 点満点)
受験者数	1 3 人	
	(うち法令のみ受験者 5 人)	
合格者数	1 0 人	
最高点	4 0 点	4 0 点
最低点	3 3 点	2 9 点
平均点	3 7 . 6 点	3 6 . 6 点

○ 許 認 可 等

■一般貨物自動車運送事業（一般）の許可（自動車交通部）

事業者名(法人番号)	代表者	許可年月日	主たる事務所の位置	車両数
株式会社饗場商店 (3100001029991)	代表取締役 饗場 清	R2. 11. 6	長野県小諸市西原 3 1 8 - 2	5
小千谷タクシー株式会社 (6110001025327)	代表取締役 西巻 一男	R2. 11. 18	新潟県小千谷市本町 2 丁目 1 番 6 号	2 6
条件：タクシー車両を使用しての食料・飲料の運送に限る。許可期限：令和 4 年 9 月 3 0 日まで。				

■一般貨物自動車運送事業（霊柩）の許可（自動車交通部）

事業者名(法人番号)	代表者	許可年月日	主たる事務所の位置	車両数
株式会社サクラ (5230001016208)	代表取締役 遠藤 良昭	R2. 11. 18	富山県高岡市福岡町福岡新 1 2 2 - 3	1 3

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第 1 0 2 5 3 号
指定年月日	令和 2 年 1 1 月 3 0 日
事業者名	株式会社フォーラムムラタ（法人番号 8110001017636）
事業場の名称	株式会社フォーラムムラタ
事業場の所在地	新潟県柏崎市岩上 2 3 番 1 2 号
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 2 0 3 3 9 号
指定年月日	令和 2 年 1 2 月 3 日
事業者名	松本日産自動車株式会社（法人番号 5100001014117）
事業場の名称	松本日産自動車株式会社みすゞ店
事業場の所在地	長野県松本市桐 3 丁目 2 番 4 5 号
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 3 0 1 4 7 号
指定年月日	令和 2 年 1 2 月 3 日
事業者名	株式会社ネクステージ（法人番号 3180001067712）
事業場の名称	ボルボ・カー富山
事業場の所在地	富山県富山市上袋 7 3 4 番
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 1 0 2 5 4 号
指定年月日	令和 2 年 1 2 月 3 日
事業者名	株式会社スズキ自販新潟（法人番号 2110001022674）
事業場の名称	株式会社スズキ自販新潟 新発田営業所
事業場の所在地	新潟県新発田市富塚町 2 丁目 4 番 2 8 号
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	なし

以 上

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
公 示 公示第４２号 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４０条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。 なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成２８年６月３日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２８年１１月１８日付け公示第５５号）に従って行うこととする。 平成２５年９月２０日 北陸信越運輸局長 和 迺 健 二 １．（略） ２．法令違反に係る点数制度 （１）～（３）（略） （４）違反点数の累計期間は３年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から３年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から２年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。	公 示 公示第４２号 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４０条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。 なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成２８年６月３日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２８年１１月１８日付け公示第５５号）に従って行うこととする。 平成２５年９月２０日 北陸信越運輸局長 和 迺 健 二 １．（略） ２．法令違反に係る点数制度 （１）～（３）（略） （４）違反点数の累計期間は３年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から３年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から２年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

①～③（略）

④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行がないこと。

(5)～(7)（略）

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(2)（略）

(3) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、(2)後段の規定にかかわらず、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(4)～(7)（略）

4. 事業の停止処分

(1)～(6)（略）

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

②（略）

(8)（略）

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

②（略）

(10)（略）

5. ～6.（略）

①～③（略）

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

(5)～(7)（略）

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(2)（略）

(3) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、(2)後段の規定にかかわらず、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(4)～(7)（略）

4. 事業の停止処分

(1)～(6)（略）

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

②（略）

(8)（略）

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

②（略）

(10)（略）

5. ～6.（略）

附 則（略）

附 則（令和2年11月26日付け公示第33号で一部改正）

1. この公示は、令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（略）

（新設）

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項		違反行為		適用条項		違反行為	
		初違反	基準日車等 再違反			初違反	基準日車等 再違反
運送法第9条第4項	関係者間の協議が纏ったことによる運賃等事前届出、運賃等変更事前届出	20日車	40日車	運送法第9条第4項	関係者の合意による運賃等事前届出、運賃等変更事前届出	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車	運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の揭示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第2項	運行系統、運行回数等の公示義務違反	警告	10日車	運送法第12条第2項	運行系統、運行回数等の揭示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更公示義務違反	警告	10日車	運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更揭示義務違反	警告	10日車
運送法第15条の2第6項	路線の休廃止に係る事業計画変更公示義務違反	警告	10日車	運送法第15条の2第6項	路線の休廃止に係る事業計画変更揭示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の公示義務違反	警告	10日車	運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)	別紙2		運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)	別紙2	
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の公示義務違反	警告	10日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	10日車

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
公 示 公示第 5 6 号 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成 2 8 年 6 月 3 日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 0 条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。 平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日 北陸信越運輸局長 江 角 直 樹 1.（略） 2. 法令違反に係る点数制度 （1）～（3）（略） （4）違反点数の累計期間は 3 年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から 3 年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から 2 年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。 ①～③（略） ④ 当該行政処分を行った日から 2 年間、<u>救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行</u>がないこと。	公 示 公示第 5 6 号 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成 2 8 年 6 月 3 日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 0 条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。 平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日 北陸信越運輸局長 江 角 直 樹 1.（略） 2. 法令違反に係る点数制度 （1）～（3）（略） （4）違反点数の累計期間は 3 年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から 3 年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から 2 年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。 ①～③（略） ④ 当該行政処分を行った日から 2 年間、<u>過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反</u>がないこと。

(5) ～ (7) (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1) ～ (2) (略)

(3) (2) の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。

(4) ～ (11) (略)

4. 事業の停止処分

(1) ～ (6) (略)

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(8) (略)

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(10) ～ (11) (略)

5. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和2年11月26日付け公示第34号で一部改正)

1. この公示は、令和2年11月27日から施行する。

(5) ～ (7) (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1) ～ (2) (略)

(3) (2) の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。

(4) ～ (11) (略)

4. 事業の停止処分

(1) ～ (6) (略)

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(8) (略)

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(10) ～ (11) (略)

5. (略)

附 則 (略)

(新設)

2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表(案)

新				旧			
適用条項		違反行為		適用条項		違反行為	
		基準日車等				基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の 公示 義務違反	警告	10日車	運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の 揭示 義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更 公示 義務違反	警告	10日車	運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更 揭示 義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の 公示 義務違反	警告	10日車	運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の 揭示 義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切(実施2／3以上) ②一部不適切(実施1／2以上2／3未満) ③大部分不適切(実施1／2未満) 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車	運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切(実施2／3以上) ②一部不適切(実施1／2以上2／3未満) ③大部分不適切(実施1／2未満) 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の 公示 義務違反	警告	10日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の 揭示 義務違反	警告	10日車

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
公 示 公示第 5 4 号 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 0 条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 4 5 年法律第 7 5 号。以下「タク特法」という。）第 5 2 条第 1 項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第 1 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。 なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 4 年 1 月 1 7 日付け国自総第 4 1 4 号、国自旅第 1 3 9 号、国自整第 1 3 7 号。以下「1 4 年通達」という。）は、廃止する。 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子 1. (略) 2. 法令違反に係る点数制度 (1)～(3) (略) (4)違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するもの	公 示 公示第 5 4 号 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 0 条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 4 5 年法律第 7 5 号。以下「タク特法」という。）第 5 2 条第 1 項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第 1 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。 なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 4 年 1 月 1 7 日付け国自総第 4 1 4 号、国自旅第 1 3 9 号、国自整第 1 3 7 号。以下「1 4 年通達」という。）は、廃止する。 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子 1. (略) 2. 法令違反に係る点数制度 (1)～(3) (略) (4)違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するもの

とする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

①～③(略)

④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行又は無保険運行がないこと。

(5)～(8)(略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(3)(略)

(4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(5)～(6)(略)

4. 事業の停止処分

(1)～(6)(略)

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

②(略)

(8)(略)

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法

とする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

①～③(略)

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

(5)～(8)(略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(3)(略)

(4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(5)～(6)(略)

4. 事業の停止処分

(1)～(6)(略)

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

③(略)

(8)(略)

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった

通知等があった場合 ②(略) (10)(略) 5. ～6. (略) 附 則 (略) <u>附 則 (令和2年11月26日付け公示第35号で一部改正)</u> <u>1. この公示は、令和2年11月27日から施行する。</u> <u>2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u>	場合 ②(略) (10)(略) 5. ～6. (略) 附 則(略) <u>(新規)</u>
---	---

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の <u>公示</u> 義務違反	警告	10日車	運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の <u>掲示</u> 義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(<u>2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。</u>)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)	別紙2		運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(<u>2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。</u>)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)	別紙2	
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の <u>公示</u> 義務違反	警告	10日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の <u>掲示</u> 義務違反	警告	10日車

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

新	旧
公 示 公示第 5 8 号 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 3 3 条（法第 3 5 条第 6 項及び第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 6 年 7 月 9 日付け北信交監第 1 2 5 号、北信技整第 1 4 6 号。以下「平成 1 6 年通達」という。）は、廃止する。 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子 1 ～ 2 （略） 3 違反点数制度 （1）～（3）（略） （4）（3）による違反点数の累計期間は 3 年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。）から 3 年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から 2 年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。	公 示 公示第 5 8 号 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 3 3 条（法第 3 5 条第 6 項及び第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 6 年 7 月 9 日付け北信交監第 1 2 5 号、北信技整第 1 4 6 号。以下「平成 1 6 年通達」という。）は、廃止する。 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子 1 ～ 2 （略） 3 違反点数制度 （1）～（3）（略） （4）（3）による違反点数の累計期間は 3 年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。）から 3 年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から 2 年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

①～③（略）

④ 当該行政処分を行った日から２年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、又は大型自動車等無資格運転がないこと。

(5) ～ (7)（略）

4（略）

5 事業停止処分

(1)（略）

(2) (1) のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が３０点以下の事業者について、違反営業所等に２７０日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が３１点以上の事業者について、違反営業所等に１８０日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が５１点以上８０点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（ <u>⑤（１）各号、（２）①及び②</u> の処分対象営業所を除く。）

(注１)（略）

(注２)（略）

①～③（略）

④ 当該行政処分を行った日から２年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反がないこと。

(5) ～ (7)（略）

4（略）

5 事業停止処分

(1)（略）

(2) (1) のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が３０点以下の事業者について、違反営業所等に２７０日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が３１点以上の事業者について、違反営業所等に１８０日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が５１点以上８０点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（ <u>①及び②</u> の処分対象営業所を除く。）

(注１)（略）

(注２)（略）

(3) ～ (9) (略)

(10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((8) に該当する場合を除く。) には、違反営業所等に、2 の処分日車数による行政処分等のほか、7 日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等 (自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故 (当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。)) をいう。以下同じ。) を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(11) (略)

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((8) 又は (10) に該当する場合を除く。) には、違反営業所等に、2 の処分日車数による行政処分等のほか、3 日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(13) (略)

6 ～ 8 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和2年11月26日付け公示第36号で一部改正)

- 1 この公示は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

(3) ～ (9) (略)

(10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((8) に該当する場合を除く。) には、違反営業所等に、2 の処分日車数による行政処分等のほか、7 日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等 (自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故 (当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。)) をいう。以下同じ。) を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(11) (略)

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((8) 又は (10) に該当する場合を除く。) には、違反営業所等に、2 の処分日車数による行政処分等のほか、3 日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(13) (略)

6 ～ 8 (略)

附 則 (略)

(新規)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
公 示 公示第 5 9 号 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」(平成 1 6 年 7 月 9 日付け北信交監第 1 2 8 号、北信技整第 1 4 9 号。以下「平成 1 6 年通達」という)は廃止する。 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子 1 ～ 4 (略) 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第 1 7 条第 1 項から第 4 項まで、第 1 8 条第 1 項又は第 2 2 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。)に伴い引き起こした事故(自動車事故報告規則(昭和 2 6 年運輸省令第 1 0 4 号)第 2 条に規定する事故をいう。以下同じ。)の内	公 示 公示第 5 9 号 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」(平成 1 6 年 7 月 9 日付け北信交監第 1 2 8 号、北信技整第 1 4 9 号。以下「平成 1 6 年通達」という)は廃止する。 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子 1 ～ 4 (略) 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第 1 7 条第 1 項から第 4 項まで、第 1 8 条第 1 項又は第 2 2 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。)に伴い引き起こした事故(自動車事故報告規則(昭和 2 6 年運輸省令第 1 0 4 号)第 2 条に規定する事故

容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達５（８）から（１２）までに該当する場合を除き、３及び４の規定による日車数等を加重することができる。 ①（略） ② 違反行為が<u>救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行</u>その他悪質と認められる行為に係る違反行為 ③（略） ６～１０（略） 附 則（略） <u>附 則（令和２年１１月２６日付け公示第３７号で一部改正）</u> １ <u>この公示は、令和２年１１月２７日から施行する。</u> ２ <u>令和２年１１月２６日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u>	をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達５（８）から（１２）までに該当する場合を除き、３及び４の規定による日車数等を加重することができる。 ①（略） ② 違反行為が<u>過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反、無車検運行</u>その他悪質と認められる行為に係る違反行為 ③（略） ６～１０（略） 附 則（略） <u>（新規）</u>
--	--

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新

別表

適用 条 項	違 反 事 業 者 行 為 事 項	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。))による運転者に対する指導及び監督違反			
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。))その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	初回	2回目以上	
		警告	10日車	
	(注2) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。))に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。))のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。))に達した場合に文書による警告を行うものとする。			

旧

別表

適用 条 項	違 反 事 業 者 行 為 事 項	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。))による運転者に対する指導及び監督違反			
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。))その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	初回	2回目以上	
		警告	10日車	
	(注2) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。以下同じ。))に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反に係るものを除く。))のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。))に達した場合に文書による警告を行うものとする。			

改正後	改正前
公 示 公示第 6 4 号 「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」 道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第 5 1 条の 1 5 の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので公示する。 平成 1 8 年 9 月 2 9 日 北陸信越運輸局長 有野 一馬 記 1. <u>路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について</u> <u>路線を定めて行う自家用有償旅客運送</u>に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安として、<u>地域公共交通会議（施行規則第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議をいう。）</u>、<u>協議会（施行規則第 4 条第 2 項に規定する協議会をいう。）</u>又は<u>運営協議会（施行規則第 5 1 条の 7 に規定する運営協議会をいう。）</u>（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、<u>交通空白地有償運送の登録に関する処理方針</u>	公 示 公示第 6 4 号 「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」 道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第 5 1 条の 1 5 の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので公示する。 平成 1 8 年 9 月 2 9 日 北陸信越運輸局長 有野 一馬 記 1. <u>市町村運営有償運送の場合</u> <u>市町村運営有償運送のうち路線を定め専ら交通空白輸送を行うもの</u>に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とする。 <u>市町村運営有償運送のうち運送の区域を定め専ら交通空白輸送を行うもの及び専ら移動制約者の運送を行う市町村福祉輸送に係る運送の対価の範囲</u>については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る

(平成18年9月29日付け公示第61号。以下同じ。) 2. (3)④に定める関係者間) (以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。) において協議が調った額とする。

2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以下の(1)から(4)を目安として地域公共交通会議等(これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運送の登録に関する処理方針2.(3)④又は福祉有償運送の登録に関する処理方針(平成18年9月29日付け公示第63号)2.(3)③において協議が調った額とする。

(1) 対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料(乗降介助に関する部分に限る。)、添乗料(運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金)、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ. ロ. ハ.の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、**地域公共交通会議等において調った協議結果**に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の

運賃の1/2を目安とするものとし、運送の対価以外の対価については当該一般乗用旅客自動車運送事業における料金を参考として定めることができるものとする。

2. 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価の基準等について

(1) 対価の範囲

公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料(乗降介助に関する部分に限る。)、添乗料(運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金)、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ. ロ. ハ.の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるも

設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず 1 回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

②運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここで対価には含めない。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第 79 条の 8 及び施行規則第 51 条の 15 の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第 51 条の 15 において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次の

イ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね 1/2 の範囲内であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2 を超える運送の対価を設定することも可能である。

ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

のとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず 1 回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

②運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここで対価には含めない。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第 79 条の 8 及び施行規則第 51 条の 15 の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第 51 条の 15 において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次の

イ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね 1/2 の範囲内であること。

ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

二. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね $1/2$ の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、 $1/2$ を超える対価を設定することも可能である。

ホ. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ. から二. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

（注1）登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者
にあっては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃
を基準として、上記イ. ハ. 二. の考え方を適用することができる。

（注2）運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受するこ
とにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑
制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1 個の契約により乗車定員 11 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1 回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客 1 人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客 1 人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね $1/2$ の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した

二. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね $1/2$ の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

ホ. 公共交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ. から二. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

（注1）登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者
にあっては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃
を基準として、上記イ. ハ. 二. の考え方を適用することができる。

（注2）運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受するこ
とにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑
制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1 個の契約により乗車定員 11 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1 回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客 1 人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客 1 人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね $1/2$ の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した

場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価を設定することも可能である。

二、運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

附 則

1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあつては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

附 則（平成29年8月31日付け公示第37号）

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和2年11月27日付け公示第39号）

1. 本規定は、令和2年11月27日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。

二、運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

附 則

1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあつては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

附 則（平成29年8月31日付け公示第37号）

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

改正後	改正前
公 示 公示第 6 1 号 「交通空白地有償運送の申請に対する処理方針について」 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 7 8 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 4 9 条第 1 号に定める交通空白地有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。 平成 1 8 年 9 月 2 9 日 北陸信越運輸局長 有野 一馬 別 紙 交通空白地有償運送の申請に対する処理方針 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 1. 交通空白地有償運送について 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号。以下「施行規則」という。）第 4 9 条第 1 号に定める交通空白地有償運送（以下「交通空白地有償運送」という。）は、バス、タクシー等の公共交通機関によっては地域住民又は観光旅客を含む来訪者に対する十分な輸送サ	公 示 公示第 6 1 号 「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 7 8 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 4 9 条第 <u>1 項</u>第 1 号に定める<u>市町村運営有償運送</u>に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。 平成 1 8 年 9 月 2 9 日 北陸信越運輸局長 有野 一馬 別 紙 市町村運営有償運送の申請に対する処理方針 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 1. <u>市町村運営有償運送</u>について 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号。以下「施行規則」という。）第 4 9 条第 <u>1 項</u>第 1 号に定める<u>市町村運営有償運送</u>（以下「<u>市町村運営有償運送</u>」という。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、<u>専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な</u>

ビスが確保できないと認められる場合において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動に必要な旅客輸送を確保するため、市町村長又は都道府県知事が主宰する施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）、施行規則第4条第2項に規定する協議会又は施行規則第51条の7に規定する運営協議会（運営協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において調った協議内容に基づき実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して運送を行うものをいうものとする。

2. 登録の申請

（1）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け交通空白地有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在交通空白地有償運送（持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第93号）による改正前の施行規則により登録

な旅客輸送を確保するため、市町村の長が主宰する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）又は施行規則第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）の合意に基づき運送を行うものであって、次に掲げる態様のものとする。

① 「交通空白輸送」

当該市町村内の過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、一般乗合旅客自動車運送事業者によっては地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することが困難となっている場合において、市町村自らが当該市町村内の旅客輸送の確保のために必要な運送を行うものをいうものとする。

② 「市町村福祉輸送」

道路運送法施行規則第49条第1項第3号に規定する身体障害者、要介護認定者等であって、市町村に利用登録を行った者に対する外出の支援のために当該市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものをいうものとする。

2. 登録の申請

（1）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け市町村運営有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合

を受けた公共交通空白地有償運送を含む。)を行っている特定非営利活動法人等が、特定非営利活動法人等の合併によって新たな特定非営利活動法人等となった場合において、登録を受けていない法人が継承法人となり交通空白地有償運送を行う場合。

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1-1号)に(3)に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等(兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。)

(複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、**地域公共交通会議等の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等**)又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別

「**交通空白地有償運送**」と記載する。

⑤ 路線又は運送の区域

当該地域の市町村が主宰する**地域公共交通会議等**において、協議が調った路線又は運送の区域を記載する。

(イ) **路線を定めて行う場合**

申請書に当該路線の起点及び終点の地名及び地番、当該路線のキロ程、主な経過地を記載する。

なお、予め路線の一部に迂回部分等を設定し、旅客の呼出しに応じて運行を行う形態で運行する場合にあっては、当該部分について、基軸と

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1-1号)に(3)に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等(兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。)

又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者(市町村)の名称
- ② 申請者(市町村)の住所
- ③ 申請者(市町村)の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別及びその態様

「市町村運営有償運送」と記載し、「交通空白輸送」又は「市町村福祉輸送」のうち、行おうとする運送の態様を記載する。

⑤ 路線又は運送の区域

当該地域の市町村が主宰する**地域公共交通会議等**において、協議が調った路線又は運送の区域を記載する。

(イ) 交通空白輸送

「交通空白輸送」は、路線又は運送の区域を定めて行うものとする。

・ 路線を定めて行う場合：申請書に当該路線の起点及び終点の地名及び地番、当該路線のキロ程、主な経過地を記載する。

なお、予め路線の一部に迂回部分等を設定し、旅客の呼出しに応じて

なる路線を定める、または、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）で設定することができるものとし、主な経過地に当該運行の迂回部分等を含めて記載する。

（ロ）運送の区域を定めて行う場合

地域公共交通会議等において協議により定められた区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

また、交通空白の状況に対応するため、運送の区域を市町村内の一部の区域に限定しようとする場合には、地域公共交通会議等における協議に基づき、運送の区域を限定することができるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

交通空白地有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている特定非営利活動法人等である場合は、申請書には交通空白地有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに、市町村又は特定非営利活動法人等が保有する自家用自動車及びボランティア個人や企業等からの持込み自動車（運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を含み、交通空白地有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、それぞれ以下に掲げる自動車の種類ごとの数（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）を記載する。

（イ）バス

運行を行う形態で運行する場合にあっては、当該部分について、基軸となる路線を定める、または、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）で設定することができるものとし、主な経過地に当該運行の迂回部分等を含めて記載する。

- ・ 運送の区域を定めて行う場合：市町村の区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

（ロ）市町村福祉輸送

「市町村福祉輸送」は、市町村の区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

市町村運営有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する市町村運営有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

以下に示す輸送の態様の別ごとに、市町村が保有する自家用自動車及びボランティア個人や企業等からの持込み自動車（運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を含み、市町村運営有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、それぞれ以下に掲げる自動車の種類ごとの数（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）を記載する。

（イ）交通空白輸送

乗車定員 11 人以上の自動車

(口) 普通自動車

乗車定員 11 人未満の自動車（リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする。）

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。

- ・ 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。
- ・ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。
- ・ 登録を受けた自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）は、様式第 1－6 号に定める前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年 5 月 31 日までに運輸支局に報告すること。

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送することができる旅客は、施行規則第 49 条第 1 号に規定する地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者とする。

交通空白輸送は、以下に掲げる自動車により行うものとする。

- ・ バス：乗車定員 11 人以上の自動車
- ・ 普通自動車：乗車定員 11 人未満の自動車（リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする。）

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。

- ・ 乗車定員11人以上の車両（バス車両）の持込みであること。
- ・ 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。
- ・ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。
- ・ 登録を受けた運送者は、前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年 5 月 31 日までに運輸支局に報告すること。

(ロ) 市町村福祉輸送

市町村福祉輸送は、乗車定員 11 人未満の自動車であって以下に掲げる自動車により行うものとする。

- ・ 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ・ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ・ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

(イ)「交通空白輸送」を行う場合は、当該市町村に在住する住民及びその親族、その他当該市町村に日常の用務を有する者を基本とし、当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な

⑨ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするとき 法第79条の2第1項第5号に定める事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が、法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び施行規則第51条の2の2に掲げる車両整備管理について協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。 ⑩ その他の留意事項	<u>事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、当該区域への来訪者等も対象とするものとする。</u> <u>（ロ）「市町村福祉輸送」を行う場合は、当該市町村の住民のうち施行規則第49条第1項第3号に規定する身体障害者等の移動制約者であって、当該市町村に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）及び当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、身体障害者等であって利用登録されていない地域外からの来訪者等も対象とするものとする。</u> <u>（ハ）「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合」とは、市町村長において、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認したことについて地域公共交通会議等へ報告したものとする。</u> <u>（二）（ハ）において、事業者が輸送サービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者において確実に輸送サービスの提供が行われることを前提として取り扱うものとする。</u> ⑨ その他の留意事項
--	---

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第７条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

（３）添付書類

施行規則第５１条の３に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第５１条の３第１号に規定する申請者である特定非営利活動法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１２項の証明書並びに役員名簿、施行規則第４８条第９号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に相当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② 路線図

施行規則第５１条の３第２号に定める路線図は、申請する路線に加え、一般乗合旅客自動車運送事業の路線等、地域の公共交通の状況を記した路線図とする。

③ いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第５１条の３第３号に定める、法第７９条の４第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第３号に定め

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第７条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

（３）添付書類

施行規則第５１条の３に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 路線図

施行規則第５１条の３第２号に定める路線図は、申請する路線に加え、一般乗合旅客自動車運送事業の路線等、地域の公共交通の状況を記した路線図とする。

る宣誓書とし、特定非営利活動法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

なお、市町村が運送の主体である場合にあっては提出を要しない。

④ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第4号に定める地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類とは、地域公共交通会議等が申請者に交付した様式第1－5号に定める書類とする。地域公共交通会議等において運送の区域を市町村内の一部地域に限定することとした場合及び申請者の行おうとする交通空白地有償運送に対して地域公共交通会議等における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨を記載するものとする。

地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、申請者は以下の関係者と協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることができる。

- ・ 関係地方公共団体の長
- ・ 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ・ 住民又は旅客（当該市町村において選定した代表者）
- ・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ・ その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

申請者は、持ち回りで関係者から了解を得るなどの方法で協議を調えるものとする。この場合、協議が調ったことを証する書類は、当該関係地方公共団体の長が発行するものとする。なお、運輸支局長等は、申請者が行う協議に当たり、適切な検討、協議が可能となるよう、必要に応じて、関係地方公共団体の長と連携して、必要な情報等を収集し、関係者に提供するよう努めるものとする。

施行規則第51条の7第2号に定める、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線又は区域及び輸送対象が記載されているときは、当該地域にお

② 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第4号に定める、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類とは、様式第1－5号に定める書類とする。

いて、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調ったものとみなす。この場合は、様式第 1－5 号に定める書類に代えて、当該地域公共交通計画の写しを提出するものとする。なお、料金や運行回数その他実施に当たって必要な事項の調整については地域公共交通会議等において別途協議するものとし、様式第 1－5 号に定める書類及び地域公共交通計画の写しの双方を提出するものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第 5 1 条の 3 第 5 号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、以下のとおりとする。

(イ) 当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧（参考様式イを参考として運送者において書式を定め記録するものとする。）

(ロ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者となる場合にあっては、当該自動車の自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。

(ハ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、交通空白地有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑥ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第 5 1 条の 3 第 6 号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書類は、以下の通りとする。

(イ) 当該自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧（参考書式ロを参考として運送者において書式を定め記録するものとする。）

③ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第 5 1 条の 3 第 6 号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、以下のとおりとする。

(イ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者となる場合にあっては、当該自動車の自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。

(ロ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、市町村運営有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

④ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第 5 1 条の 3 第 7 号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、「交通空白輸送」を行う運転者にあっては、様式第 4 号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受

(ロ) 様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し

(ハ) 施行規則第51条の16第1項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し(第二種運転免許を受けていない場合に限る。)

運転業務に関する委託を行っている場合にあっては、受託者の運転者が当該要件を備えていることを要するものとする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては(ロ)及び(ハ)に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第8号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第7号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が乗車定員11人以上の車両にあっては1両、乗車定員11人未満の車両にあっては5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行管理に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

けていない場合に限る。)とする。

また、「市町村福祉輸送」を行う運転者にあつては、様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに施行規則第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送の運転者に求められる施行規則第51条の16第1項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し(第二種運転免許を受けていない場合に限る。)とする。

セダン等の自動車を使用して市町村福祉輸送を行う場合は、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類(当該要件を備えていない運転者が乗務することとなる場合は、他の乗務員が当該要件を備えていることを証する書類)の写しを求めることとする。

運行委託を行っている場合にあっては、受託者の運転者が当該要件を備えていることを要するものとする。

⑤ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第6号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が乗車定員11人以上の車両にあっては1両、乗車定員11人未満の車両にあっては5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行の委託を行っている場合にあっては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を求めるものとする。

⑥ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。 なお、整備に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の整備管理の責任者も含めた整備管理の体制を記した書類を求めるものとする。 また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、整備管理の責任者は、当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。 ⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類 施行規則第51条の3第10号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。 なお、運行に関する委託を行っている場合にあっては、委託先も含めた連絡体制を記した書類を求めるものとする。 ⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類 施行規則第51条の3第11号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は様式第8号に定める加入する計画があることを証する書類とする。 なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記の書類について、様式第9号に定める宣誓書をもって代えることができる。 (削除)	施行規則第51条の3第10号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。 なお、整備管理の委託を行っている場合にあっては、委託先の整備管理の責任者も含めた整備管理の体制を記した書類を求めるものとする。 ⑦ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類 施行規則第51条の3第11号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。 なお、運行の委託を行っている場合にあっては、委託先も含めた連絡体制を記した書類を求めるものとする。 ⑧ 運送しようとする旅客の名簿 市町村福祉輸送を行う場合は、施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿(参考様式第イ号を参考として運送者において作成したものを含む。)を作成するものとする。
--	---

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、**変更登録が行われ他の運輸支局等又は指定都道府県等の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。**(別記1参照)

ただし、広域的に活動する特定非営利活動法人等であって、1の特定非営利活動法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、特定非営利活動法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、特定非営利活動法人等の登記上、活動拠点たる事務所が特定非営利活動法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記事項証明書、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

既に登録を受けている市町村が合併した場合は、最初に登録を受けた市町村の登録番号を優先する。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証(様式第10号)の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に**備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。**

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者(以下「運送者」という。)ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、同一の番号により管理するものとする。(別記1参照)

既に登録を受けている市町村が合併した場合は、最初に登録を受けた市町村の登録番号を優先する。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証(様式第8号)の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等(兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。)又は指定都道府県等の事務所に**縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記**

④ 登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

⑤ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 運送の区域は、〇〇市△△町のうち、□□地区とする。また、運送の区域を見直す場合（減少することとなる場合を除く。）は、再度地域公共交通会議等において協議を調える必要があるものとする。

(ハ) 運送しようとする旅客の範囲は、〇〇市△△町のうち住民とする。また、運送しようとする旅客の範囲を見直す場合（減少することとなる場合を除く。）は、再度地域公共交通会議等において協議を調える必要があるものとする。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第 11 号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が

録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 市町村福祉輸送の対象となる旅客は、運送者に会員登録を行った者に限る。また、運送者に登録した会員の状況について、年 1 回輸送実績の報告に併せ運輸支局長等又は指定都道府県等の長に報告を行うこと。

(5) 登録の拒否

以下の①、②のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第 9 号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するものとする。

組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）
に対してもその旨を通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、当該交通空白地有償運送の実施が必要である旨の協議が調っていないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（ヘ）のいずれかに該当するものであること。

（イ）交通空白地有償運送を実施するために必要な自動車の保有がなされていないと認められる場合。

（ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合

（ハ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

（ニ）施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備

① 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

次の事項について地域公共交通会議等における協議が調っていないこと。

（イ）交通空白輸送にあっては、交通空白地帯であって地域住民の輸送を行う必要性があると認められるものであること。

（ロ）市町村福祉輸送にあっては、タクシー等の公共交通機関によっては移動制約者等の住民の輸送需要に応ずることが困難であり、市町村福祉輸送を行うことが必要であること。

② 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（ホ）のいずれかに該当するものであること。

（イ）市町村運営有償運送を実施するために必要な自動車の保有がなされていないと認められる場合。特に市町村福祉輸送を実施する場合にあっては、旅客の移動制約等の状況に応じた福祉自動車の保有がなされていない場合

（ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及びセダン等の自動車を使用して市町村福祉輸送を行う場合にあっては、同条第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合

（ハ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

（ニ）施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備

管理の体制の整備がなされていないと認められる場合 (ホ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合 (ヘ) 施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合 3. 対価の公示等 旅客から収受する対価については、当該運送を実施する事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示などして公示し、又は利用者に対し収受する対価等を記載した書面の提示その他適切な方法により説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。 4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。 (1) 運転者の要件 ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内において停止された者でないこと」であることの要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。 ② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、	管理の体制の整備がなされていないと認められる場合 (ホ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合 3. 対価の揭示等 旅客から収受する対価については、市町村運営有償運送を実施する事務所において公衆に見やすいよう掲示するものとする。また、市町村福祉輸送に係る対価については、利用者に対し収受する対価等を記載した書類を提示して説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。 4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。 (1) 運転者の要件 ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であることの要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。 ② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、
--	---

運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(削除)

(2) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数(事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあつては、法第23条第1項の運行管理者)を選任すること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該協力事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えない。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

(削除)

- ② 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転

運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

- ③ 市町村福祉輸送を行おうとする場合においては、利用者の安全確保について特別な配慮が必要となることから、施行規則第51条の16第3項に規定する運転者及び乗務員の要件を適用するものとする。この場合において、運行の委託が行われている場合には、当該受託者について同様の要件を適用するものとする。

(2) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

- ② 市町村運営有償運送の用に供する自家用自動車の運転者以外の者が運行管理及び整備管理を実施すること。

- ③ 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転

者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によらず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずることにより実施することができるものとする。

- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第Ⅷ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第Ⅱ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第Ⅹ号を参考として運送者において書式を定めるものとする。
- ② 特定非営利活動法人等が実施する場合における、施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第Ⅷ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（ＩＤカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第Ⅹ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第Ⅷ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(4) 運転者台帳の整備

施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第Ⅱ号を参考として運送者において書式を定めるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

特定非営利活動法人等は、施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(削除)

(7) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。
この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持ち込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 運送しようとする旅客に対する明示

自家用有償旅客運送を行う者は、施行規則第49条第2項に規定する者を運送する場合には当該運送が道路運送法に基づく登録を受けた適法な旅客運送であることを明示（表示・掲示）することとする。

(7) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。
この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持ち込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号 ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。 (8) 車内の掲示 市町村が実施する場合における、施行規則第51条の24に規定する自動車内の掲示については、運送者の名称及び運転者の氏名を旅客から見やすいように掲示するものとする。 (9) 苦情処理の体制の確保等 施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第7号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第チ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。 (10) その他の留意事項 ① 運行の委託に併せて交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車の持込みが行われる場合は、運送者が運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて申請者に確実に認識されるよう、十分に指導を行うものとする。 ② 地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、交通空白地有償運送の運行実態、特定非営利活動法人等が実施主体の場合には、当該特定非営利活動法人等の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。	(ハ) 登録番号 ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。 (8) 車内の掲示 施行規則第51条の24に規定する自動車内の掲示については、<u>以下に掲げる事項</u>を旅客から見やすいように掲示するものとする。 ① 運送者の名称 ② 運転者の氏名 ③ <u>自動車登録番号</u> ④ <u>旅客から収受する対価</u> (9) 苦情処理の体制の確保等 施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、<u>様式第6号</u>に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、<u>参考様式第ト号</u>を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。 (10) その他の留意事項 ① 運行の委託に併せて<u>市町村運営有償運送</u>の用に供する自家用自動車の持込みが行われる場合は、運送者が運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて申請者に確実に認識されるよう、十分に指導を行うものとする。 ② 地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、<u>市町村運営有償運送</u>の運行実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。
---	---

5. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1－2号）を路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、**運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。**

② **複数の運送の区域を有する者にあつては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における地域公共交通会議等において協議が調っていることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。**

③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があつた場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

地域公共交通会議等で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあつては、この限りではない。

(2) 添付書類

更新登録申請書には、施行規則第51条の10第2項に定める書類は、2.

5. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1－2号）を路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うものとする。

② 有効期間が満了した後、更新登録の申請があつた場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

地域公共交通会議等で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあつては、この限りではない。

(3)に定める添付書類に準ずるものとする。ただし、以下の書類については、当該更新の前後においてその内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができるものとする。

- ① 定款等の書類
- ② 路線図
- ③ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（ただし、当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧を除く。）

(3) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに地域公共交通会議等からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年（事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、5年）とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(4) 更新登録の実施

- ① 上記2.の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供す

(2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに地域公共交通会議等からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(3) 更新登録の実施

- ① 上記2.の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものと

るとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2.（5）の場合に準じ、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

6. 変更登録

（1）変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 路線の延長、増加又は変更（既存路線を短縮する場合を除く。）
- ② 運送の区域の拡大又は変更（減少することとなる場合を除く。）

なお、運送の区域を定めて交通空白地有償運送を実施する市町村におい

する。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を拒否した場合にあっては、2.（5）の場合に準じ、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するものとする。

6. 変更登録

（1）変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 路線の延長、増加又は変更（既存路線を短縮する場合を除く。）
- ② 運送の区域の拡大

なお、運送の区域を定めて市町村運営有償運送を実施する市町村におい

て、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域の拡大を行う場合にあっては、合併後の市町村が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。 ③ 運送の種別（既に交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。） ④ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更 ⑤ 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く。） （２）変更登録の申請 変更登録の申請を行おうとする者は、様式第１－３号に定める申請書に（３）に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。 （３）添付書類 施行規則第５１条の１１第２項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。 ① 路線の延長、増加又は変更をしようとする場合 （イ）上記２．（３）①～⑩までに掲げる書類のうち、路線図、自動車の使用権原を証する書類、変更しようとする路線に係る運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類 （ロ）変更しようとする路線に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類 （ハ）登録証	て、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域の拡大を行う場合にあっては、合併後の市町村が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。 （２）変更登録の申請 変更登録の申請を行おうとする者は、様式第１－３号に定める申請書に（３）に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。 （３）添付書類 施行規則第５１条の１１第２項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。 ① 路線の延長、増加又は変更をしようとする場合 （イ）上記２．（３）①～⑦までに掲げる書類のうち、路線図、自動車の使用権原を証する書類、変更しようとする路線に係る運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類 （ロ）変更しようとする路線に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類 （ハ）登録証
---	---

② 運送の区域を拡大又は変更しようとする場合

(イ) 上記 2. (3) ①～⑩までに掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大又は変更しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

③ 有償運送の種別が変更され新たに交通空白地有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記 2. (3) ①～⑩に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

④ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更をする場合

(イ) 上記 2. (3) ①～⑩に掲げる書類のうち、変更しようとする路線又は運送の区域に係る運行管理の体制を記載した書類、整備管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 変更しようとする路線又は運送の区域に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

⑤ 運送しようとする旅客の範囲を変更する場合

(イ) 変更しようとする旅客の範囲について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

② 運送の区域を拡大しようとする場合

(イ) 上記 2. (3) ①～⑦までに掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

(ロ) 登録証

(4) 変更登録の実施

- ① 変更登録は上記 2. の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。
- ② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第 1 号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新を行わない。

(4) 変更登録の実施

- ① 変更登録は上記 2. の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。
- ② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

- ③ 変更登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第 9 号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するものとする。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新を行わない。

7. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第1－4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとに配置する乗車定員11人未満の車両数が5両以上（乗車定員11人以上の自動車にあっては1両以上）となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第8号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、**公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。**

8. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。**なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。**

7. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第1－4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとに配置する乗車定員11人未満の車両数が5両以上（乗車定員11人以上の自動車にあっては1両以上）となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

8. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。

9. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期限が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を地域公共交通会議等の主宰者（**地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長**）に通知するものとする。
- (3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。
2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適

9. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期限が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を地域公共交通会議等の主宰者に通知するものとする。
- (3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。
2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適

用しない。 3. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録の日までは適用しない。 4. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。 5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。 6. みなし運送者のうち、平成9年7月11日付け事務連絡「身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の取扱い」により旧法第80条第1項ただし書の許可を受けていた者にあつては、改正法施行後更新の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例により運送を行うことができる。 附 則（平成20年6月23日付け公示第35号） 1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。 附 則（平成21年5月28日付け公示第16号） 1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用す	用しない。 3. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録の日までは適用しない。 4. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。 5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。 6. みなし運送者のうち、平成9年7月11日付け事務連絡「身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の取扱い」により旧法第80条第1項ただし書の許可を受けていた者にあつては、改正法施行後更新の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例により運送を行うことができる。 附 則（平成20年6月23日付け公示第35号） 1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。 附 則（平成21年5月28日付け公示第16号） 1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用す
--	--

るものとする。 附 則（平成２５年４月１１日付け公示第５－２号） １．本処理方針は、平成２５年５月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（平成２７年３月３１日付け公示第９７号） １．本処理方針は、平成２７年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（平成２９年８月３１日付け公示第３６号） １．本処理方針は、平成２９年８月３１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（平成３０年３月３０日付け公示第８７号） １．本処理方針は、平成３０年３月３０日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（令和元年９月５日付け公示第４２号） １．本処理方針は、令和元年９月５日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（令和２年１１月２７日付け公示第４０号） １．本処理方針は、令和２年１１月２７日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 ２．廃止前の「市町村運営有償運送の登録に係る処理方針」（交通空白輸送に限る。）又は「公共交通空白地有償運送の登録に係る処理方針」に基づき付与された登録番号は、本処理方針２（４）①の登録番号とみなす。 ３．「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成１８	るものとする。 附 則（平成２５年４月１１日付け公示第５－２号） １．本処理方針は、平成２５年５月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（平成２７年３月３１日付け公示第９７号） １．本処理方針は、平成２７年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（平成２９年８月３１日付け公示第３６号） １．本処理方針は、平成２９年８月３１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（平成３０年３月３０日付け公示第８７号） １．本処理方針は、平成３０年３月３０日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。 附 則（令和元年９月５日付け公示第４２号） １．本処理方針は、令和元年９月５日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
---	--

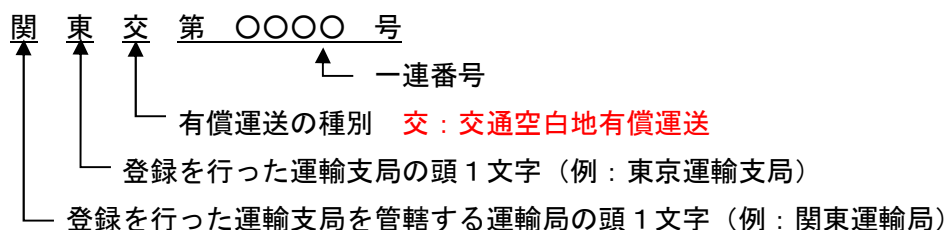
年 9 月 2 9 日 付 公 示 第 6 2 号）は 廃 止 する。

別記 1.

登録番号の付与方法

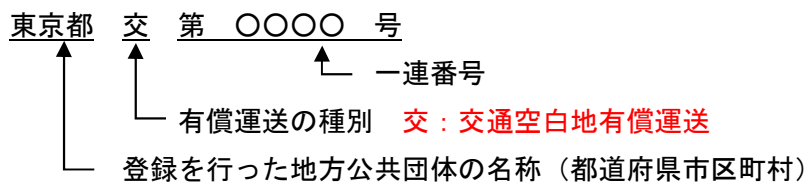
○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】



○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】

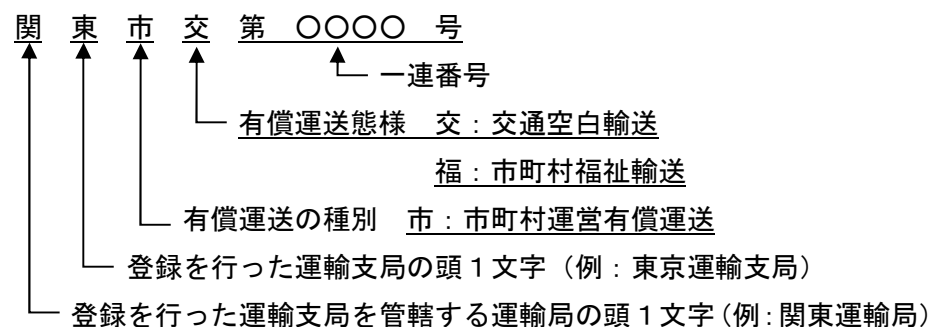


別記 1.

登録番号の付与方法

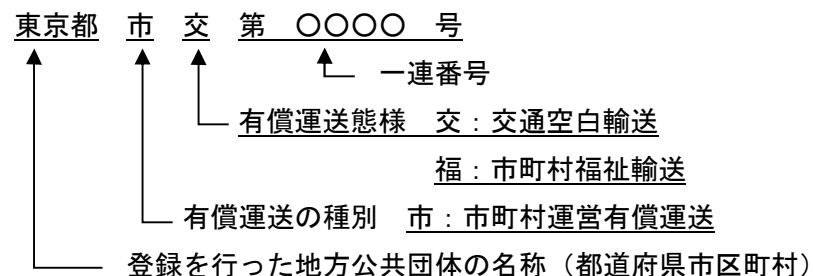
○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】



○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】



注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭 2 文字は「神兵」と表示する。 2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1 文字とし陸運事務所の表示は不要とする。	注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭 2 文字は「神兵」と表示する。 2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1 文字とし陸運事務所の表示は不要とする。
---	---

改正後	改正前
公 示 公示第 6 3 号 「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 7 8 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 4 9 条第 2 号に定める福祉有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。 平成 1 8 年 9 月 2 9 日 北陸信越運輸局長 有野 一馬 別 紙 福祉有償運送の申請に対する処理方針 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 1. 福祉有償運送について 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号。以下「施行規則」という。）第 4 9 条第 2 号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第 4 9 条第 2 号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村（特別区	公 示 公示第 6 3 号 「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 7 8 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 4 9 条第 1 項第 3 号に定める福祉有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。 平成 1 8 年 9 月 2 9 日 北陸信越運輸局長 有野 一馬 別 紙 福祉有償運送の申請に対する処理方針 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 1. 福祉有償運送について 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号。以下「施行規則」という。）第 4 9 条第 1 項第 3 号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第 4 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特

を含む。以下同じ。)又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が、当該市町村に利用登録を行った者又は当該特定非営利活動法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰する施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議(地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。)、施行規則第4条第2項に規定する協議会、施行規則第51条の7に規定する運営協議会(運営協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。)(以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。)において調った協議内容に基づき実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して運送を行うものをいうものとする。

2. 登録の申請

(1) 登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在福祉有償運送(持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和2年国土交通省令第93号。以下、「整備等省令」という。))による改正前の施行規則により登録を受けた福祉有償運送を含む。)を行っている特定非営利活動法人等が、特定非営利活動法人等の合併によって新たな特定非営利活動法人等となった場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者(以下「法人等」という。)が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいうものとする。

2. 登録の申請

(1) 登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在福祉有償運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となった場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第2－1号）に、（3）に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、**地域公共交通会議等**の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別

「**福祉有償運送**」と記載する。

⑤ 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する**地域公共交通会議等**の協議が調った**区域**とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

地域公共交通会議等が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該**地域公共交通会議等**の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第2－1号）に、（3）に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、運営協議会の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別

⑤ 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この

場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに**特定非営利活動法人等**が所有する自家用自動車及びボランティア個人**や企業等からの持込みの自動車（運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を含み、乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）**の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

（イ）寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

（ロ）車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

（ハ）兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

（ニ）回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

（ホ）セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

なお、**運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。**

- ・ 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。
- ・ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。
- ・ 登録を受けた運送者は、様式第 2－6 号に定める前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持

場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

（イ）寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

（ロ）車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

（ハ）兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

（ニ）回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

（ホ）セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

込み使用実績を毎年5月31日までに運輸支局等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。）に報告すること。

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送することができる旅客は、市町村又は特定非営利活動法人等に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、施行規則第49条第2号に規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者を対象とするものとする。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

（イ）施行規則第49条第2号イに該当する旅客にあっては身体障害者手帳を、同号ニに該当する旅客にあっては介護保険被保険者証を所持する者であること。

（ロ）施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者を対象とする場合には、地域公共交通会議等において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について地域公共交通会議等の事務局が予め聴取した上でその内容を地域公共交通会議等に報告する、地域公共交通会議等の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）がなされた者であること。

（ハ）施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する旅客にあっては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

また、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客は、申請者の団体において会員登録を受けた者（会員となる予定の者を含む。）であって、施行規則第49条第1項第3号に規定するイ、ロ、ハ、ニの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者であって、運送者に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）を対象とするものとする。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

（イ）施行規則第49条第1項第3号イに該当する旅客にあっては身体障害者手帳を、同号ロに該当する旅客にあっては介護保険被保険者証を所持する者であること。

（ロ）施行規則第49条第1項第3号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）がなされた者であること。

（ハ）施行規則第49条第1項第3号ハ及びニに該当する旅客にあっては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

また、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発

達障害を有する者を含むものとする。

(二) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第2号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における地域公共交通会議等においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて地域公共交通会議等の協議が調っていることを要するものとする。

達障害を有する者を含むものとし、また、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める被保険者のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（基本チェックリスト該当者）についても、当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合には、福祉有償運送の旅客対象として取扱うものとする。

(二) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第1項第3号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における運営協議会においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要するものとする。

(ホ) 当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、上記に掲げる者の他、身体障害者等であって名簿に記載されていない当該運行区域外からの来訪者及びその付添人も対象とするものとする。

(ヘ) (ホ)に掲げる「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合」とは、市町村長において、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認したことについて運営協議会へ報告したものとする。

⑨ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするとき

法第79条の2第1項第5号に定める事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が、法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び施行規則第51条の2の2に掲げる車両整備管理について協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

⑩ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

（3）添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である**特定非営利活動法人等**の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の証明書並びに役員名簿、施行規則第48条第9号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に該当する権利能力なき社

（ト）（ヘ）において、事業者が輸送サービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者において確実に輸送サービスの提供が行われることを前提として取り扱うものとする。

⑨ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

（3）添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である**法人等**の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の証明書（以下、「告示事項証明書」という。）並びに役員名簿、施行規則第48条第9号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に該当

団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約等については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第3号に定める宣誓書とし、**特定非営利活動法人等**の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

③ **地域公共交通会議等**において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第4号に定める、**地域公共交通会議等**において協議が調っていることを証する書類とは、**地域公共交通会議等**が申請者に交付した様式第2－5号に定める書類とする。申請者の行おうとする福祉有償運送に対して**地域公共交通会議等**における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載するものとする。

地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、申請者は以下の関係者と協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることができる。

- ・ 関係地方公共団体の長
- ・ 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ・ 住民又は旅客（当該市町村において選定した代表者）
- ・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ・ その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

申請者は、持ち回りで関係者から了解を得るなどの方法で協議を調えるものとする。この場合、協議が調ったことを証する書類は、当該関係地方公共団体の長が発行するものとする。なお、運輸支局長等は、申請者が行う協議に当たり、適切な検討、協議が可能となるよう、必要に応じて、関係地方公

する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約等については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第3号に定める宣誓書とし、**法人等**の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

③ **運営協議会**において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、**運営協議会**において協議が調っていることを証する書類とは、**運営協議会**が申請者に交付した様式第2－5号に定める書類とする。申請者の行おうとする福祉有償運送に対して**運営協議会**における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載するものとする。

共団体の長と連携して、必要な情報等を収集し、関係者に提供するように努めるものとする。

施行規則第51条の7第2号に定める、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線又は区域及び輸送対象が記載されているときは、当該地域において、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調ったものとみなす。この場合は、様式第2-5号に定める書類に代えて、当該地域公共交通計画の写しを提出するものとする。なお、料金や運行回数その他実施に当たって必要な事項の調整については地域公共交通会議等において別途協議するものとし、様式第2-5号に定める書類及び地域公共交通計画の双方を提出するものとする。

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、以下のとおりとする。

(イ) 当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

(ロ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者となる場合にあっては、当該自動車の自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。

(ハ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転

者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、以下のとおりとする。

(イ) 当該自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

(ロ) 様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し

(ハ) 施行規則第51条の16第1項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し(第二種運転免許を受けていない場合に限る。)とする。

運転業務に関する委託を行っている場合にあっては、受託者の運転者が当該要件を備えていることを要するものとする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、(ロ)及び(ハ)に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする場合における運転者その他の乗務員が施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していることを証する書類の写し又は同項第3号の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第8号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し(第二種運転免許を受けていない場合に限る。)とする。

⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第8号に定める、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする場合における運転者その他の乗務員が施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していることを証する書類の写し又は同項第3号の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行管理に関する委託を行っている場合にあつては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、整備管理に関する委託を行っている場合にあつては、委託先の整備管理の責任者も含めた整備管理の体制を記した書類を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は、当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。

⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、運行に関する委託を行っている場合にあつては、委託先も含めた連絡体制を記した書類を求めるものとする。

⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第11号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第11号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第12号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記の書類について、様式第9号に定める宣誓書をもって代えることができる。

⑪ 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第12号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類（参考様式第8号を参考として運送者において作成したものを含む。）のいずれかとする。

ただし、市町村が運送の主体である場合にあっては名簿の作成及び事務所に備え置くことを要しない。

（４）登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。（別記1参照）

ただし、広域的に活動する特定非営利活動法人等であって、1の特定非営利活動法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、特定非営利活動法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、特定非営利活動法人等の登記上、活動拠点たる事務所に特定非営利活動法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

既に登録を受けている市町村が合併した場合は、最初に登録を受けた市町

⑪ 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第13号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類（参考様式第イ号を参考として運送者において作成したものを含む。）のいずれかとする。

（４）登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。（別記1参照）

ただし、広域的に活動する法人等であって、1の法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、法人等の登記上、活動拠点たる事務所に法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

村の登録番号を優先する。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証（様式第10号）の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

④ 登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

⑤ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証（様式第8号）の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。）又は指定都道府県等の事務所ににおいて縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。

(ハ) 運送者に登録した会員の状況について、年1回輸送実績の報告に併せ運輸支局長等又は指定都道府県等の長に報告を行うこと。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。
この場合においては、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、当該福祉有償運送の実施が必要である旨の協議が調っていないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（ヘ）のいずれかに該当するものであること。

（イ）運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者でない場合を含む。）

ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあつては、この限りでない。

（ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあつては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合

（ハ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。
この場合においては、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

運営協議会において、当該法人等による福祉有償運送の実施が必要である旨の合意がないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（ヘ）のいずれかに該当するものであること。

（イ）運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者でない場合を含む。）

ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあつては、この限りでない。

（ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあつては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合

（ハ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び

運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

(二) 施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

(ホ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合

(ヘ) 施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 対価の公示等

旅客から収受する対価については、当該運送を実施する事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示するなどして公示し、又は利用者に対し収受する対価等を記載した書面の提示その他適切な方法により説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件

① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内において停止された者でないこと」の要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。

② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診

運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

(二) 施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

(ホ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合

(ヘ) 施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件

① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であることの要件は、地域の実情に応じて運営協議会において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。

② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診

させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあっては、法第23条第1項の運行管理者）を選任すること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、当該事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えない。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

- ② 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあっては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によ

させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行管理

運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。運営協議会において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

らず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第ホ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② **特定非営利活動法人等が実施する場合における**、施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第ト号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第チ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第ロ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第ハ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第二号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② 施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第ホ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

特定非営利活動法人等は、施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(7) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(削除)

(8) 車内の掲示

施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(7) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(8) 運送しようとする旅客に対する明示

自家用有償旅客運送を行う者は、施行規則第49条第2項に規定する者を運送する場合には当該運送が道路運送法に基づく登録を受けた適法な旅客運送であることを明示（表示・掲示）することとする。

市町村が実施する場合における、施行規則第51条の24に規定する自動車内の掲示について、以下に掲げる事項を旅客から見やすいように掲示するものとする。

- ① 運送者の名称
- ② 運転者の氏名
- ③ 旅客から収受する対価

(9) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

(10) 苦情処理体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第7号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第リ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(11) その他の留意事項

- ① 運行の委託に併せて福祉有償運送の用に供する自家用自動車の持込みが行われる場合は、運送者が運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて申請者に確実に認識されるよう、十分に指導を行うものとする。
- ② 地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、福祉有償運送の運行実態、特定非営利活動法人等が実施主体の場合には、当該特定非営利活動法人等の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

5. 有効期間の更新の登録

(9) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

(10) 苦情処理体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第6号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(11) その他の留意事項

運営協議会は、上記に定めるもののほか、団体の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

4. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

- ① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第2-2号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。
- ② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における**地域公共交通会議等において協議が調っている**ことを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。
- ③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。
地域公共交通会議等で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

(2) 添付書類

更新登録申請書には、施行規則第51条の10第2項に定める書類は、2.

(1) 更新登録の申請

- ① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第2-2号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。
- ② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における運営協議会の合意が成立していることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。
- ③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。
運営協議会で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

(3)に定める添付書類に準ずるものとする。ただし、以下の書類については、当該更新の前後においてその内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができるものとする。

- ① 定款等の書類
- ② 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（ただし、当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧を除く。）

(3) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに地域公共交通会議等からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年（事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、5年）とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(4) 更新登録の実施

- ① 上記2.の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければなら

(2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(3) 更新登録の実施

- ① 上記2.の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所ににおいて縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、

ない。

- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2.（5）の場合に準じ、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

6. 変更登録

（1）変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 運送の区域の拡大又は変更（減少することとなる場合を除く。）
- ② 運送の種別（既に交通空白地有償運送（整備等省令による改正前の公共交通空白地有償運送を含む。）及び福祉有償運送（整備等省令による改正前の福祉有償運送を含む。）を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）

運輸支局長等又は指定都道府県等において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2.（5）の場合に準じ、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

5. 変更登録

（1）変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 運送の区域（減少することとなる場合を除く。）
 - ② 運送の種別（既に公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）
- なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

③ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更

④ 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く。）

（２）変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第２－３号に定める申請書に（３）に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。

（３）添付書類

施行規則第５１条の１１第２項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

① 運送の区域が拡大又は変更しようとする場合

（イ）上記２．（３）①～⑪に掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大又は変更しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

（ロ）拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

（ハ）登録証

範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

（２）変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第２－３号に定める申請書に（３）に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。

（３）添付書類

施行規則第５１条の１１第２項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

① 運送の区域が拡大される場合

（イ）上記２．（３）①～⑪に掲げる書類のうち、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

（ロ）拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

（ハ）登録証

② 有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記２．(３)①～⑪に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第５１条の１６第１項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

③ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更をする場合

(イ) 上記２．(３)①～⑪に掲げる書類のうち、変更しようとする運送の区域に係る運行管理の体制を記載した書類、整備管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 変更しようとする運送の区域に係る地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

④ 運送しようとする旅客の範囲を変更する場合

(イ) 変更しようとする旅客の範囲について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ロ) 登録証

(４) 変更登録の実施

① 変更登録は上記２．の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

② 有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記２．(３)①～⑪に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第５１条の１６第１項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

(４) 変更登録の実施

① 変更登録は上記２．の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録を行った場合には、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所におい

- ③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2.（5）の場合に準じ、様式第1号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知する。

（5）変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新は行わない。

7. 軽微な事項の変更の届出

（1）軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第2－4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第8号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

（2）軽微な事項の変更の登録

て、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

- ③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。
- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2.（5）の場合に準じ、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知する。

（5）変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新は行わない。

6. 軽微な事項の変更の届出

（1）軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（申請様式第2－4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

（2）軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

8. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。

9. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所ににおいて縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

7. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく運営協議会の主宰者に通知するものとする。

8. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を運営協議会の主宰者に通知するものとする。

(3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。
2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けるとなる日までは適用しない。
3. みなし運送者のうち、1の法人等が旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき複数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし新法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、新法の規定を適用する。
4. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の

(3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。
2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けるとなる日までは適用しない。
3. みなし運送者のうち、1の法人等が旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき複数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし新法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、新法の規定を適用する。
4. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の

登録の日までは適用しない。

5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。

6. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。

附 則（平成21年5月28日付け公示第18号）

1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年3月23日付け公示第141号）

1. 本処理方針は、平成22年3月23日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成27年3月31日付け公示第99号）

1. 本処理方針は、平成27年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和元年9月5日付け公示第44号）

1. 本処理方針は、令和元年9月5日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

登録の日までは適用しない。

5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。

6. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。

附 則（平成21年5月28日付け公示第18号）

1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年3月23日付け公示第141号）

1. 本処理方針は、平成22年3月23日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成27年3月31日付け公示第99号）

1. 本処理方針は、平成27年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和元年9月5日付け公示第44号）

1. 本処理方針は、令和元年9月5日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和２年１１月２７日付け公示第４１号）

- １．本処理方針は、令和２年１１月２７日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
- ２．廃止前の「市町村運営有償の登録に係る処理方針」（ただし市町村福祉輸送に限る）又は「福祉有償運送の登録に係る処理方針」に基づき付与された登録番号は、本処理方針２（４）①の登録番号とみなす。

別記 １．

登録番号の付与方法

○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】

関 東 福 第 ○○○○ 号
↑ ↑ ↑ ↑
有償運送の種別 福：福祉有償運送
登録を行った運輸支局の頭１文字（例：東京運輸支局）
登録を行った運輸支局を管轄する運輸局の頭１文字（例：関東運輸局）

○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】

東京都 福 第 ○○○○ 号
↑ ↑
有償運送の種別 福：福祉有償運送
登録を行った地方公共団体の名称（都道府県市区町村）

注 １．神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭２文字は「神兵」と表示する。

別記 １．

登録番号の付与方法

○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】

関 東 福 第 ○○○○ 号
↑ ↑ ↑ ↑
有償運送の種別 福：福祉有償運送
登録を行った運輸支局の頭１文字（例：東京運輸支局）
登録を行った運輸支局を管轄する運輸局の頭１文字（例：関東運輸局）

○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】

東京都 福 第 ○○○○ 号
↑ ↑
有償運送の種別 福：福祉有償運送
登録を行った地方公共団体の名称（都道府県市区町村）

注 １．神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭２文字は「神兵」と表示する。

2. 沖縄総合事務局にあつては、「沖」１文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

2. 沖縄総合事務局にあつては、「沖」１文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」

新	旧
公 示 公 示 第 1 4 号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年7月1日 北 陸 信 越 運 輸 局 長 武 藤 秀 一 記 1. 運賃 (1) 運賃の種類 運賃の種類は、次のとおりとする。 イ 距離制運賃（略） ロ 時間制運賃（略） ハ 定額運賃 ① 施設及びエリアに係る定額運賃（略） ② イベント定額運賃（略） ③ 観光ルート別運賃（略） ④ <u>一括定額運賃</u> <u>閑散時等の需要喚起を目的として、あらかじめ利用回数の上限、利用時間帯の制限、適用地点又はエリア、タクシーの利用権を行使する期限等の条件を設定し、当該条件に応じた価格を定め、定額で複数回のタクシーの利用権を一括して設定する運賃。</u> 二 事前確定運賃（略） (2)～(4) （略） (5) 定額運賃	公 示 公 示 第 1 4 号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年7月1日 北 陸 信 越 運 輸 局 長 武 藤 秀 一 記 1. 運賃 (1) 運賃の種類 運賃の種類は、次のとおりとする。 イ 距離制運賃（略） ロ 時間制運賃（略） ハ 定額運賃 ① 施設及びエリアに係る定額運賃（略） ② イベント定額運賃（略） ③ 観光ルート別運賃（略） 二 事前確定運賃（略） (2)～(4) （略） (5) 定額運賃

イ 施設及びエリアに係る定額運賃（略）

ロ イベント定額運賃

①（略）

② 運賃の額は、イベント開催時において予想される最短経路による運行経路（初乗距離を超える運送距離であること。）に基づき計測した距離に対応した通常の距離制運賃によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、１０円単位、５０円単位、１００円単位、５００円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

③～⑥（略）

ハ 観光ルート別運賃（略）

二 一括定額運賃

① 複数の適用地点又はエリアの間（一のエリア内を含む。）で行われる反復・継続的な運送需要に対して設定できるものとし、運送の申込みに対して円滑に対応するため実働車両数に比して過剰に利用権を販売することにならないよう一定期間あたりの販売数に上限を定めるものとする。

② 適用条件は、利用回数の上限、利用時間帯の制限、適用地点又はエリア、タクシーの利用権を行使する期限等について、①の運送需要に応じて定めるものとする。

③ 運賃の額は、①の運送需要及び②の条件を踏まえて、距離制運賃（割増及び遠距離割引を含むものとする。）に基づき、過去の実績等を参考に平均的な額を算出するものとする。なお、時間制運賃によることも差し支えない。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、１０円単位、５０円単位、１００円単位、５００円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

④ 割引率を１割以下とする割引については、申請における原価計算書の提出を不要とする。

⑤ 利用回数の上限を定めない乗り放題については、損失が発生した場合の地方公共団体等の第三者による補填が保証される場合又は実証実験の結果等により損失がない又は軽微であることが立証される場合に認めるものとする。この場合において、原価計算書の提出は不要とする。

④以外の割引についても同様とする。

⑥ 需給の逼迫により運送の申込みに対する円滑な配車が困難であると見込まれる地域又は時間帯においては、一括定額運賃は適用できないものとする。また、供給不足のおそれがあると北陸信越運輸局長が判断する申請については、認可に１年以下の期限を付すこと

イ 施設及びエリアに係る定額運賃（略）

ロ イベント定額運賃

①（略）

② 運賃の額は、イベント開催時において予想される最短経路による運行経路（初乗距離を超える運送距離であること。）に基づき計測した距離に対応した通常の距離制運賃によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、１０円単位、５０円単位、１００円単位、５００円単位などとすることができることとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

③～⑥（略）

ハ 観光ルート別運賃（略）

とする。

⑦ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。

⑧ 定期的に実施状況を北陸信越運輸局長に報告するものとする。

ホ その他

定額運賃を設定する場合は、運賃算定の基礎となる距離制運賃又は時間制運賃を設定するものとする。

(6) (略)

2. 料金

(1) (略)

(2) 料金の適用方法

イ (略)

ロ 迎車回送料金

迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に、次のいずれかを適用するものとする。なお、当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者に分かりやすい情報提供を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

① 1車両1回ごとの定額（一定距離まで無料とするもの、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するもの及び需要に応じて料金を設定するものを含む。）

需要に応じて料金を設定する場合において、1回ごとの上限の額は、初乗運賃額又は認可済みの定額の迎車回送料金のうちいずれか低額な方（以下「基準料金額」という。）にその3倍増の額を加えた額までとすることとし、定額の場合の金額よりも高額となる場合には、配車対象となる車両の範囲を拡げるなどにより、配車能力を高めることとする。また、運送需要等を踏まえて一定期間における平均の迎車回送料金の額が基準料金額と一致するよう変動させるものとし、定期的に北陸信越運輸局長に報告することとする。

変動の仕組み（例：平日の〇時～〇時は〇円、それ以外は〇円など）についてあらかじめ事業者の営業所・ホームページ、車内、配車アプリ上等において利用者に分かりやすく周知するものとする。

② 発車地点より実車扱い（タクシーメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、初乗運賃額を限度とする。

ハ～ニ (略)

3. ～4. (略)

三 その他

定額運賃を設定する場合は、運賃算定の基礎となる距離制運賃又は時間制運賃を設定するものとする。

(6) (略)

2. 料金

(1) (略)

(2) 料金の適用方法

イ (略)

ロ 迎車回送料金

迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に、次のいずれかを適用するものとする。

① 1車両1回ごとの定額（一定距離まで無料とするもの及び一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）

② 発車地点より実車扱い（タクシーメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、初乗運賃額を限度とする。

この場合において、当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者に分かりやすい情報提供を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

ハ～ニ (略)

3. ～4. (略)

附 則（平成１４年７月１日付け公示第１４号） （略） 附 則（令和元年１２月１３日付け公示第７１号で一部改正） 改正後の規定は、令和元年１２月１３日以降に処分するものから適用する。 <u>附 則（令和２年１１月３０日付け公示第４２号で一部改正）</u> <u>改正後の規定は、令和２年１１月３０日以降に処分するものから適用する。</u>	附 則（平成１４年７月１日付け公示第１４号） （略） 附 則（令和元年１２月１３日付け公示第７１号で一部改正） 改正後の規定は、令和元年１２月１３日以降に処分するものから適用する。
---	--